

武蔵野市福祉公社とは

福祉公社は昭和55年に武蔵野市が設立した公益財団法人です。昭和56年には、国の制度に先駆け、有償在宅福祉サービスを開始し、武蔵野で安心して住み続けるための包括的な支援を実施してきました。

国が成年後見制度を導入したことに伴い、平成13年からは、法人として、成年後見人等の受任を開始し、その後も地域福祉権利擁護事業などの他、公益性の高い事業を行ってきました。

市民生活に寄り添って、皆様が必要とする福祉サービスを提供し続けることで、今後も武蔵野市の福祉の向上に寄与します。

権利擁護センターとは

権利擁護センターは、市民の皆様の権利を守るため、権利擁護に関わる総合相談や普及啓発、成年後見人等の受任の他、様々な事業を行っています。

総合相談・無料法律相談

権利擁護に関わる総合相談の他、月2回の弁護士による法律相談(予約制)、苦情相談等を行っています。

権利擁護センターのご案内



吉祥寺駅より徒歩10分(700m)
関東バス吉祥寺駅北口より
1番または2番乗り場から乗車
「武蔵野八幡宮」下車

市民のためのおいじたく講座

毎月定期的においじたく講座を開催しています。
内容は成年後見制度やおいじたく基礎講座、
エンディングノートの書き方などです。

※詳細は市報をご確認ください。

受付時間 平日 8:30~17:15
土日祝・年末年始はお休みです
TEL 0422-27-5070
FAX 0422-23-1164

お気軽に
ご相談ください



公益財団法人武蔵野市福祉公社

権利擁護センター



ご案内

お届けします お手伝いします お守りします



人と人がつながる安心

権利・財産が
守られる生活

自分の意思で
自分らしく生きること

権利擁護センター



公益財団法人 武蔵野市福祉公社

つながりサポート事業

● つながりサポート事業とは？

身近に頼れるご親族がいない市民の方の見守りや相談、入退院や没後の支援を行います。

● このようなことに困っていませんか？

- ・親族が身近にいないため、心配ごとを相談できない
- ・急に入院になったらどうしよう
- ・没後のことを頼める人がいない

● 利用対象となる方

- ・市内在住で概ね 65 歳以上の方
- ・1 人暮らし等で身近に頼れる親族が不在の方
- ・契約内容を理解することができ、ご自分で福祉公社と契約ができる方

基本サービス

☆契約締結後は、利用料がかかります。

- ・定期訪問（3か月毎）、電話連絡（月1,2回）
- ・不定期訪問（入院時の支援等、別途要利用料）
- ・電話相談（随時）

※毎月訪問プラン有

オプションサービス

入院支援サービス

入院保証金や入院費等の費用を預託金としてお預かりし、福祉公社が手続き、支払い等を行い、入院が円滑にできるように支援します。

没後支援サービス

葬儀、家財の整理、年金手続きやライフラインの解約等、没後に必要な手続きについて預託金をお預かりし、支援します。

一人一人のご希望に沿った
“オーダーメイド”の契約ね！



成年後見制度関連事業

● 成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る代理人（成年後見人等）を家庭裁判所が選任し、法的に支援する制度です。

● このような時にはご相談下さい！

- ・通帳をなくす、暗証番号を忘れてお金が下せない、支払いができないなど、一人では金銭管理が困難になっている。
- ・一人では、判断ができなくて契約などができない。
- ・家を訪ねてくる見知らぬ人から、頻繁に高額商品を買ってしまう。騙されないか心配している。
- ・不動産の売却や、親族の遺産を相続することになったが、一人では難しい。

成年後見制度・権利擁護に関わる相談

現在の状況等を伺い、成年後見制度の利用や他の支援方法について相談し、必要に応じて弁護士等の専門職につなげます。

成年後見人等受任事業

成年後見制度の利用にあたり、福祉公社が家庭裁判所に選任された場合、後見人等として、市民の皆様を支援いたします。

☆成年後見人等報酬は、家庭裁判所が決定します。

本人の気持ちも大切じゃよ！



地域福祉権利擁護事業

● 地域福祉権利擁護事業とは？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下し、一人では福祉サービスを適切に選択し利用することが困難な方に対し、自己決定・選択をサポートし、地域で安心して生活をおくれるようにする制度です。

● このような時にはご相談下さい！

- ・福祉サービスを利用したいけれど、どうすればいいかわからない。相談できる人がほしい。
- ・ケアマネジャーなどの支援者に自分の意思を伝えたいけれど、うまく伝わるか心配。
- ・家賃や水道光熱費を忘れずに払いたい。

● 利用対象となる方

- ・市内で在宅生活をされている方
- ・判断能力の低下がある方
- ・必要な福祉サービスを自分ひとりでは適切に選択・利用することが難しい方
- ・契約内容を理解することができ、ご自分で福祉公社と契約ができる方

利用できるサービス

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス※1
- ・書類等預かりサービス※2

※1※2のみの利用はできません。

☆契約締結後は、利用料がかかります。

利用は本人と契約ね！

